四條畷市テニス連盟規約

第１章　　総　　則

第１条　本連盟は、四條畷市テニス連盟と称する。

第２条　本連盟の事務局を役員会の決議により四條畷市内の所定の場所に置く。

第２章　　目　　的

第３条　本連盟は、テニスを通じて、心身の健全な発達とスポーツマンシップの昂揚を図り、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第３章　　事　　業

第４条　本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（1）テニスの普及指導、練習会、講習会の開催。

（2）各種競技会の開催。

（3）その他、本連盟の目的を達成するために必要な諸事業。

第４章　　構　　成

第５条　本連盟は、四條畷市在住者、在勤者、在学者及び本連盟の主旨に賛同する者・団体で、役員会の承認を得て加盟した者・団体で組織する。

第６条　本連盟は、次の役員を置き、会の運営を行う。

（1）会長	1名	本連盟を代表し、連盟を統括する。
（2）副会長	2名	会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
（3）理事長	1名	会長と連絡を密にし、理事会を統括し、理事会の円満な運営を図る。
（4）副理事長	若干名	理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
（5）監事	1名	本連盟の財務、会計監査を担当する。
（6）常任理事	若干名	本連盟の会務を審議運営する。
（7）理事	若干名	本連盟の会務を審議運営する。
（8）会計	1名	本連盟の会計業務を担当する。
（9）会計監査	2名	本連盟の会計監査を担当する。内一人は監事が兼務できる。

（10）本連盟は顧問、相談役を置くことができる。

第 5 章　　役員の選出

第 7 条　役員の選出は次のとおりとする。

(1)役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(2)会長、副会長、理事長、副理事長、監事、常任理事、理事、会計、
会計監査、顧問、相談役は理事会の同意を得て決定する。

(3)前項役員辞任の場合は、後任者は前任者の残任期間とする。

第 6 章　　会　　議

第 8 条　会議は、会長又は理事長が召集し、下記の事項を決議する。

(1)予算及び決算に関する件。

(2)会務の報告並びに事業計画に関する件。

(3)役員の改選。

(4)規約の変更に関する件。

(5)その他重要な事項。

第 9 条　会議は役員の過半数以上により成立し、出席者の過半数により議決する。
委任状は有効とする。

第 7 章　　会　　計

第 10 条 本連盟の経費は会費、賛助会費、寄付金及び雑収入等をもって
これを支弁する。

第 11 条 本連盟の会費等は、役員会の決議により定める。

第 12 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

第 8 章　　加盟及び退会

第 13 条 本連盟に加盟しようとする者・団体は、所定の申込み手続きをすること。

第 14 条 本連盟を退会しようとする時は、役員に届け出て退会することができる。

第 9 章　　雑　　則

第 15 条 本規約の改廃は、会議で審議決定する。

附　　則　本規約は、平成6年4月1日より施行する。
平成10年4月1日より硬式テニス連盟をテニス連盟と改称する。

第　14　条 本連盟を退会しようとする時は、役員に届け出て退会することができる。

第 9 章　　雑　　則

第　15　条 本規約の改廃は、会議で審議決定する。

附　　則　本規約は、平成6年4月1日より施行する。

平成10年4月1日より硬式テニス連盟をテニス連盟と改称する。

弔意・見舞規定

本連盟役員本人、および連盟が必要と認めた者が、死亡もしくは10日以上の

入院をした場合は、10000円の弔意金、疾病見舞金をおくる。

本連盟役員および連盟が必要と認めた者が、罹災した場合については、その状況により

その都度決定する。

平成28年4月1日一部改正する。
・第5、13条に団体を追記する。
・第6、7条に副理事長、監事を追加する。
・弔意・見舞規定を追加する。